

一般社団法人広島県臨床工学技士会 個人情報管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「法」という。）」第23条の規定および他の関係法令に基づき、一般社団法人広島県臨床工学技士会（以下「本会」という。）の取り扱う個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置について定め、その取り扱う個人データ（本規程第3条第5項に定義する「個人データ」をいう。）の漏洩、滅失または毀損を防止し、安全管理のために必要かつ適切な措置を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、本会の役員および委員、部会員、事務員を含め会務に従事する者（以下「従業者」という。）に対して適用する。また、個人情報を取り扱う業務を外部委託する場合の委託先に対しても適用する。

(定義)

第3条 本規程において、「個人情報」とは、法第2条第1項に規定する個人情報をいう。学術研究などにおいて死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報である場合には、当該生存する個人に関する情報とし、「個人情報」に含まれる。

- 2 本規程において、「保有する個人情報」とは、前項に定める個人情報のうち、本会が保有しているものをいう。
- 3 本規程において、「情報システム」とは、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワークおよび記録媒体で構成されるものであって、これら全体で情報処理を行うものをいう。
- 4 本規程において、「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 5 本規程において、「個人データ」とは、個人情報のうち、個人情報データベース等を構成するものをいう。

第2章 個人情報保護方針の策定等

(個人情報保護方針の策定)

第4条 代表理事は、個人情報の保護・管理に対する姿勢を示し、従業者に周知するとともに、一般に公開するために個人情報保護方針を策定しなければならない。方針には次の内容に関する事項を含むものとする。

- 1) 個人情報の定義
- 2) 法令等の遵守
- 3) 個人情報の取得と利用目的
- 4) 取得した個人情報の開示・提供
- 5) 共同利用
- 6) 個人情報の管理
- 7) プライバシーポリシーの変更
- 8) 開示等および問い合わせ受付窓口

(個人情報保護方針の周知)

第5条 代表理事は、前条の規定に基づき策定した個人情報保護方針を従業者へ周知し、理解させなければならない。

(個人情報保護方針の公開)

第6条 個人情報保護方針の一般への公開は、本会ホームページ等による。

(個人情報保護方針の見直し)

第7条 代表理事は、個人情報保護方針を必要に応じ適宜見直す。なお、個人情報保護方針の改廃および内容の変更は、理事会の決定による。

第3章 個人情報保護管理体制

(個人情報管理組織)

- 第8条 代表理事は、統括個人情報保護管理者として、本会の保有する個人情報について、本会における管理に関わる規程類の整備および管理に関する指導監督ならびに教育研修の実施、その他本会の保有する個人情報の管理に関する本会の事務を統括する。
- 2 副会長は、本会における副統括個人情報保護管理者として、代表理事を補佐する。
 - 3 事務局長は、事務管理責任者として、会員の個人情報の収集、利用および保管等を適切に行うため、本規程で定めた事項を遵守するとともに、個人情報保護のために必要かつ適切な安全管理の措置を行う。
 - 4 各部門委員長は、本会におけるセミナー、学術研究等における個人情報の取り扱い等の管理を適正に行う。

(個人情報保護に関する検討)

- 第9条 従業員の立案等に基づきまたは他の理由により、代表理事が本会の保有する個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等の必要があると認める場合は、これを理事会にて行う。

(従業員の責務)

- 第10条 本会の会務に従事するすべての従業員は、法、政令、規則、ガイドラインおよびその他の関係法令ならびに本規程およびその他本会の定める諸規程等にしがたい、個人情報の保護に十分な注意を払いその業務を行う。

第4章 個人情報保護の措置

(個人情報の収集・管理)

- 第11条 本会からの情報収集は、臨床工学技士として活動するために会員によって有用な情報の発信ならびに会員によるその活用のために、その目的達成に必要な限度においてのみ行わなければならない。
- 2 本会は、会員が入会時等に提出した入会・変更届に記載された情報、またはその他の方法で提供された情報を、適切に保有・管理する。
 - 3 個人情報の収集は、適正かつ公正な手段で行わなければならない。

- 4 要配慮個人情報は、法令に基づく場合等一定の例外を除きあらかじめ本人の同意を得ないで取得してはならない。

(個人情報の第三者提供・共同利用)

第12条 本会は、法令に基づく場合等一定の例外を除き、第三者への個人情報の提供・開示は行わない。

- 2 本会は、本人の同意を得て第三者へ個人情報を提供する場合、または本人の同意に基づき個人情報の第三者提供を受ける場合、規則（個人情報の保護に関する法律施行規則）およびガイドライン（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（個人情報保護委員会告示））のに基づき、必要な項目を含む記録を作成し、原則として記録作成の日から3年間保存するものとする。
- 3 本会は、特定の者との間における個人情報の共同利用に関し、本人に通知しまたは本人が容易に知りえる状態に置くべき法に定められた事項を、本会が策定・公開する個人情報保護方針に定めるものとする。

(個人情報の適正管理)

第13条 個人情報は利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つように努めなければならない。

- 2 保有する個人データの種類およびその使用目的は、以下のとおりとする。
 - 1) 会員情報
 - (a) 会員の入退会、異動履歴の管理
 - (b) 会員登録情報確認（会務履行のために従業者が確認する場合）
 - (c) 会費徴収に関わる業務
 - (d) 本会刊行物の発送および本会からのお知らせ等の送付
 - (e) 各種アンケートの送付
 - (f) 各委員会運営の事業に関する業務
 - (g) 日本臨床工学技士会および各都道府県技士会との会務連携
 - (h) 個人を特定しない形態での統計情報作成
 - (i) その他、個人情報の取得に際し本人に通知しまたは公表する利用目的の範囲内における、本会の定款および諸規程に掲げる業務
 - 2) 会員名簿
 - (a) 会員登録情報確認（会員が自身に関する登録情報を確認する場合）
 - (b) 本会刊行物の発送および本会からのお知らせ等の送付
 - (c) 各種アンケート送付

- (d) 各委員会運営の事業に関する業務
- (e) 本会定款等の会員への案内
- (f) 各種申請・届出要領の会員への案内
- (g) その他、個人情報の取得に際し本人に通知または公表する利用目的の範囲内における、本会の定款および諸規程に掲げる業務

(委託先の監督)

第14条 個人データの取り扱いに関する業務を第三者に委託した場合には、その取扱いを委託した委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 2 前項の委託を行う従業者は、委託に際しに対しての必要かつ適切な監督として、以下に掲げる各号の事項を実施しなければならない。
 - (1) 委託先における個人情報の保護体制が十分であることを確認した上で委託先を選定すること
 - (2) 委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結
 - (3) 委託先における、個人情報を含めた秘密保持に関する体制の確認
 - (4) 委託先における、委託した業務の範囲を超える個人情報の使用禁止
 - (5) 個人情報を取り扱う上での安全対策が整備されていることの確認
 - (6) 業務の再委託は原則として禁止し、やむを得ない場合には、再委託について本会の承認を得た上で、委託先が再委託先に連帯して責任を負うことの確認・合意
 - (7) 契約内容が遵守されていることおよび個人情報の取扱状況の確認
 - (8) 契約終了時の情報の返却・削除等に関する委託先との取り決め
 - (9) 個人情報に関する漏洩その他の事故が生じた場合の報告義務等の周知
 - (10) 個人情報の取得を委託する場合は、本会が取得の主体であることおよび本会の指定する利用目的およびその他の必要な情報を明示するよう義務付けること

第5章 個人情報の取り扱いおよび対応

(閲覧の制限)

第15条 代表理事は、本会の保有する個人情報を閲覧する権限を付与する従業者を、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲に限定する。

- 2 閲覧する権限を有しない従業者は、本会の保有する個人情報にアクセスしてはならない。
- 3 従業者は、閲覧する権限を有する場合であっても、本会より指定された業務上の目的以外で本会の保有する個人情報にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第16条 従業者は、本会の保有する個人情報の複製、送信、外部への送付または持ち出し等の業務を行う場合は、事務局長の指示に従い、必要最小限の範囲においてこれらを行う。

- 2 従業者は、前項の規定に基づき、複製、送信、外部への送付または持ち出し等を行った場合には、事務局長が指示する報告等手続を実行するものとし、漏えい、滅失、毀損、盗難等を防止するため細心の注意を払う。

(訂正・修正等)

第17条 従業者は、保有する個人情報の内容に誤り（情報の本人が本会に提出した情報と本会が管理する個人データに含まれる情報が一致しない等、本会の情報取り扱いの過程において発生したと考えられる誤植等を指す。）等を発見した場合には、事務局長の指示に従い、訂正等を行う。

(個人情報記録媒体の管理)

第18条 従業者は、事務局長の指示に従い、保有する個人情報が記録されている媒体を、定められた場所のみに保管する。

(廃棄等)

第19条 従業者は、本会の保有する個人情報または個人情報が記録されている媒体（端末およびサーバーに内蔵されているものを含む。）が、本会から指定された業務において不要となった場合には、事務局長の指示に従い、当該情報の復元または判読が不可能となる方法により当該情報の消去または当該媒体の廃棄を行う。

(苦情または相談への対応)

第20条 本会は、個人情報に関する本人からの問い合わせ、苦情または相談を受け付けるため、問い合わせ窓口を設置するものとする。

- 2 本会は、本人から苦情または相談を受けた場合には、代表理事、副会長および事務局長の決定する対応方針に基づき、代表理事が指名する従業者により適切に対応するものとする。

第6章 学術研究における個人情報の取り扱いおよび対応

(規程の周知)

第21条 編集委員長は、論文、学会抄録等の個人情報保護管理について、編集委員長の所轄業務に関与する従業者および外部委託業者等に対して周知を図る。

(訂正・修正・削除)

第22条 編集委員長は、論文、学会抄録等において、個人情報保護の観点から、適切ではない表現・表記が認められた場合、本会が別に定める投稿規程の内容に基づき、著者に対して訂正・修正・削除等の指示を行う。

- 2 編集委員長は、論文、学会抄録等において、個人情報保護の観点から、適切ではない表現・表記が認められ、早急に訂正・修正・削除等の対応が必要な場合は、著者から承諾を得ることなく対処できる。

(悪質な違反者への対応)

第23条 編集委員長は、論文、学会抄録等において、個人情報保護の観点から、度重なる不適切な表現等を行った著者または特に悪質で不適切な表現・表記を行った著者等を理事会に報告し、訓告、投稿停止、除名処分等の判断を求める。

- 2 本会は、前項規定に基づき処分の決定した著者等に対し、代表理事の発行する書面により処分内容を通知し実行する。

第7章 情報システムの安全管理

(アクセス制御)

第24条 従業者は、本会会務への従事にあたり、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、パスワード、ICカード、生体情報等を使用して権限を識別する機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

(不正アクセス・盗難等防止対策)

第25条 従業者は、情報システムで取り扱ひまたは保有する個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行う。

- 2 事務局長は、端末の窃盗または紛失の防止のため、端末の施錠できるキャビネット・書庫等への保管、セキュリティワイヤーによる固定、執務室の施錠等、端末の状態等に応じて必要な措置を講ずる。
- 3 従業者は、端末を外部へ持ち出したり、または外部から持ち込んだりしてはならない。ただし、事務局長の指示に従い、業務の必要最小限の範囲において行う場合はこの限りではない。
- 4 従業者は、前項の規定に基づき端末を外部へ持ち出す場合は、端末の紛失等による漏えいが発生しないよう取り扱いに注意する。

- 5 事務局長は、前2項の規定に関し、必要があると認める場合、持ち出し管理簿等必要な記録媒体の運用に従業者に義務付けることができる。

(不正プログラム対策)

第26条 事務局長は、コンピュータウイルスその他の情報セキュリティ上の脅威による保有個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止のため、コンピュータウイルス等の感染防止等に必要な措置を講ずる。

(危機管理)

第27条 事務局長は、保有する個人情報に係る情報システムの設計書、仕様書、ネットワーク構成図等の文書について漏えい等が行われないう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずる。

- 2 事務局長は個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成する等、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

第8章 安全確保上問題発生時の対応

(報告および是正処理)

第28条 本会の保有する個人情報漏えい等の安全確保上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った従業者は速やかに代表理事、副会長、事務局長に報告しなければならない。

- 2 代表理事、副会長、事務局長は、被害の拡大防止または復旧等のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 代表理事、副会長、事務局長は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(公表等)

第29条 代表理事は、前条により報告された事案の内容、影響等に応じて、事実関係および再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講じなければならない。

(悪質な違反者への対応)

第30条 個人情報保護の観点から、特定の従業者について、度重なる不適切な対応が認められ、あるいは特に悪質な対応が認められる場合には、事務局長は、理事会に報告し、訓告、投稿停止、除名処分等の判断を求める。

第9章 雑則

(教育研修)

- 第31条 代表理事または代表理事の指名する従業者は、必要に応じ本会の保有する個人情報の取り扱いに従事する他の従業者に対し、保有する個人情報の取り扱いについて理解を求め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。
- 2 代表理事または代表理事の指名する従業者は、本会の保有する個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する他の従業者に対し、保有する個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用およびセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。
 - 3 代表理事または代表理事の指名する従業者は、他の従業者に対し、本会の保有する個人情報の適切な管理のために、教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

(監査の実施)

- 第32条 代表理事は、本会の保有する個人情報の適切な管理について、必要があると認める場合は、各従業者の保有する個人情報の管理状況について報告を求め、または監査を行える。
- 2 事務局長は、必要に応じ自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法について点検を行い、必要があると認められる場合は、その結果を代表理事および副会長に報告する。

(評価および見直し)

- 第33条 代表理事、副会長および事務局長は、本会の保有する個人情報の適切な管理のため、前条に基づく報告、監査または点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有する個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等を評価し、必要があると認める場合は、従業者への教育研修の実施および業務改善等を行う。

(細則の作成)

- 第34条 本会の保有する個人情報の管理に関し、本規程に定めるもののほか、保有する個人情報の管理に関する必要事項は、理事会の承認により定める。

(規程の改廃)

- 第35条 本規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

附 則

本規程は、2023年11月21日より施行する。